

# 令和8年度鴨川市コミュニティバス循環線運行業務委託予定事業者公募要項

令和8年1月26日

## 1 目的

この要項は、令和8年度鴨川市コミュニティバス循環線運行業務の委託予定事業者を選定するために行う公募について、必要な事項を定めるものとする。

なお、地域住民の安全性と利便性を高い水準で実現し、かつ効率的に業務を遂行できる委託予定事業者を選定するため、選定方法は公募型プロポーザル方式によることとする。

## 2 委託業務名

令和8年度鴨川市コミュニティバス循環線運行業務

## 3 委託業務内容

- (1) バスの運行業務
- (2) 運賃徴収業務
- (3) 車両の整備点検業務
- (4) 運賃収入及び旅客数の報告業務
- (5) 緊急時の処理業務
- (6) バス停留所標識の維持管理
- (7) その他運行に必要な業務

## 4 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 5 対象区域

鴨川市内（令和8年度鴨川市コミュニティバス循環線運行業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり）

## 6 公募の概要

### (1) 基本方針

収益拡大策、安全確保策及び利用者利便の確保策等に係る企画提案書並びに運行経費をプロポーザル方式により審査し、最も適切な委託予定事業者を選定する。なお、企画提案書等の作成に当たっては、現在の利用実態や利用者のニーズ等を踏まえ、運行方法の改善等に係る検討を行うものとする。

### (2) 運行等の条件

ア 別紙仕様書を基本とする。なお、実際の運行に当たっては、採用された企画提案書等の内容をもとに、市と協議の上、運行内容の詳細を定めるものとする。

イ 運行に係る必要な手続きについては、運行事業者において、運行開始の前日までに確実に行うこととし、運行が円滑に行われるよう努めるものとする。

### (3) 応募者の資格

応募できる事業者は、次のすべての事項を満たす法人とする。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者又は運行開始日までに許可を取得できる者

- イ 令和7年4月1日以降、道路運送法第40条に規定する処分を受けていない者（当該法人の役員についても同じ）
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更正開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てを行っている者でないこと。
- エ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者、加えて、鴨川市内に本店、支店、営業所等がある場合は、市税を滞納していない者（徴収猶予又は非課税の扱いを受けている者を除く。）

## 7 スケジュール

内容	期日等
質問受付期限	令和8年2月4日（水）午後5時15分まで
質問に対する回答期限	令和8年2月9日（月）午後5時15分まで
企画提案書等受付期限	令和8年2月20日（金）午後5時15分まで
委託予定事業者の決定	令和8年2月下旬予定
審査結果通知	令和8年2月下旬予定
契約締結	令和8年3月上旬予定
運行開始日	令和8年4月1日（水）

## 8 応募手続き

### （1）公募の周知

この要項を鴨川市公告式規則（平成17年規則第1号）に基づく公告及び市のホームページに掲載し、委託予定事業者を公募する。

公募要項は、市ホームページからダウンロードすることができるほか、企画政策課から手渡し及び郵送の方法により配付することも可とする。

### （2）質問及び回答に関する事項

ア 応募に際して質疑等がある場合は、質疑書（様式-1）により、企画政策課まで電子メールにより提出すること。電子メール以外の方法での質問は受け付けない。なお、電子メール送信の際は、件名に「プロポーザルに関する質疑」と記したうえで送信すること。

イ 質疑書の提出期限は、令和8年2月4日（水）午後5時15分まで（必着）とする。

ウ 回答は、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、一覧にして令和8年2月9日（月）までに市ホームページに掲載する。

### （3）応募書類等

応募者は、次に定めるところにより応募申込書等を提出すること。

#### ア 受付方法

応募者は、下記イ及びウの書類を、企画政策課まで郵送又は持参すること。

※受付期限 令和8年2月20日（金）午後5時15分まで（必着）

イ 提出書類4部（正本1部・写し3部）

(ア) 応募申込書（様式－2）

(イ) 企画提案書（様式は任意とするが、A4版により以下の内容を記載すること）

- A 事業の実施方針（効率的・経済的な運行に関する提案）
- B 類似事業（一般乗合旅客自動車運送事業、コミュニティバス・廃止路線代替バス等）の運行実績がある場合は、その事業概要
- C 国土交通省による処分の状況（重大事故の発生状況を含む）
- D 運行管理体制（運行管理者の配置、適切な乗務割・労働時間を前提とした運転者の選任計画などの労務管理体制、乗務員の安全教育等）
- E 車両整備体制（営業所、車両の整備・保管場所に関する事項を含む）
- F 災害発生時等緊急時の対応
- G 事故時の処理体制（加入保険に関する事項を含む）
- H 苦情対応体制
- I 高齢者・障害者等への配慮
- J 利用者の利便性向上と利用促進に係る方策（乗務員の接客サービスに関する事項を含む）
- K 利用者に対する情報提供の体制（広報・PRに関する事項等）
- L 環境保全への取組状況（低公害車の導入、省エネルギーへの取組など）
- M 運行開始までに行う諸手続き等に係る業務スケジュール

(ウ) 経費見積書

- A 見積書（任意様式）には、本業務の実施に要するすべての経費について、見積明細書（任意様式）を添付すること。なお、見積金額は、23,727,000円（提案限度額）の範囲内とすること。
- B 運行車両の修繕費については、通常のメンテナンスに要する経費に、別途特別修繕費枠として2,000,000円を加えること。
- C 合計額は税込みの額とし、応募者の代表者印を押印のうえ提出すること。なお、様式は任意とするが、A4版により作成すること。

ウ 添付書類

- (ア) 定款
- (イ) 商業登記簿の謄本
- (ウ) 道路運送法第4条第1項に規定する許可を有することを証明できる書類の写し
- (エ) 会社案内など法人の概要がわかるもの
- (オ) 直近の3か年の貸借対照表及び損益計算書

エ その他

応募に要する費用は、応募者負担とし、また、提出した書類等は、一切返却しない。

## 9 選定及び審査

### (1) 選定方法

選定については、「令和8年度鴨川市コミュニティバス循環線運行業務委託予定事業者選定審査会（以下「審査会」という。）」において、審査会委員が書類審査により評価した評価点の合計により順位付けを行い、最も順位の高い提案者を委託予定事業者と

して選定する。ただし、審査会委員の評価点の合計が満点の6割に満たない場合は、委託予定事業者として選定しないものとする(参加者が1社である場合も同様とする。)。

また、評価点の合計が同点の場合は、審査会委員の多数決により選定し、審査会委員の多数決が同数となった場合は、審査会委員長が選定する。

## (2) 書類審査

書類審査においては、下表I及びIIの合計点(100点満点)を評価点とする。

なお、「見積金額」の項目については、提出された経費見積書及び見積明細書をもとに、審査会事務局(企画政策課)において採点を行う。

※小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨て

### 【I 價格要素評価点】

採点項目		配点
見積金額	20点×最低見積金額／各提案者の見積金額	20点

### 【II 非価格要素評価点】

採点項目		配点
収益拡大策	事業の実施方針(効率的・経済的な運行に関する提案)	10点
安全確保策	類似事業の運行実績	5点
	国土交通省による処分の状況	5点
	運行管理体制の状況	5点
	車両整備体制の状況	5点
	災害発生時等緊急時の対応	5点
利用者利便の確保策	事故等の処理体制	5点
	苦情対応体制	10点
	高齢者・障害者等への配慮	10点
	利用者の利便性向上と利用促進に係る方策	10点
	利用者に対する情報提供の体制	5点
環境保全への取組	環境保全への取組状況	5点
合計		80点

## (3) 選定結果の通知

選定結果は、すべての応募者に書面で通知する。

選定の過程は非公開とし、選定結果に対する異議申し立て、審査の過程及び結果についての質疑は一切受け付けない。

## 10 失格条項

企画提案書等の提出された書類について、次のいずれかに該当する場合は、提出書類を無効とし、その者を失格とする。

### (1) 前記「6-(3) 応募者の資格」を満たさない場合

- (2) 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (4) 見積金額が提案限度額を超える場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

#### 11 契約に関する事項

- (1) 委託予定事業者と随意契約の締結に向けた仕様及び契約条件についての交渉を行う。
- (2) 委託予定事業者との交渉が不調に帰した場合は、書類審査による評価点合計の順位が第2位の事業者（以下「次点委託予定事業者」という。）と契約締結に向けた交渉を行う。
- (3) 委託予定事業者（次点委託予定事業者）との交渉が成立した場合は、当該事業者を契約の相手方として決定し、契約締結を行う。

#### 12 提出先及び問い合わせ先

鴨川市企画総務部企画政策課

〒296-8601 鴨川市横渚1450番地

電話：04-7093-7828

E-mail : [kikakuseisaku@city.kamogawa.lg.jp](mailto:kikakuseisaku@city.kamogawa.lg.jp)

令和8年度鴨川市コミュニティバス循環線運行業務  
委託予定事業者の公募に係る質疑書

令和 年 月 日

鴨川市長 様

所在地  
法人名  
代表者氏名

当社は、標記公募に応募を予定しておりますが、下記のとおり不明な点がありますので質疑書を提出します。

1 質疑事項

質疑項目	公募要項関連項目	_____頁_____行
質疑内容		

(注) 質疑項目欄には、公募要項の関連する項目、頁数等を付記してください。

2 事務担当連絡先

所 属  
氏 名  
電話番号  
E-mail

## 応 募 申 込 書

令和 年 月 日

鴨川市長 様

当社は、令和8年度鴨川市コミュニティバス循環線運行業務に係る公募の趣旨を理解し、次の書類を添えて申し込みます。

なお、当社は、公募要項第6（3）で規定する応募資格を満たしていることを誓約します。

- 1 提出書類 4部（正本1部、写し3部）
- 2 添付書類 1部
  - (1) 定款
  - (2) 商業登記簿の謄本
  - (3) 道路運送法第4条第1項に規定する許可を有することを証明できる書類の写し
  - (4) 会社案内などの法人の概要がわかるもの
  - (5) 直近の3か年における貸借対照表及び損益計算書

事業者	(主たる事務所の所在地) 〒	
	(法人名)	社印
代表者	(職・氏名)	代表者印
担当者	(職・氏名)	
	(電話)	(FAX)
	(E-mail)	